

平成 26 年 6 月市議会定例会提出案件

提出案件 17 件	議案 9 件	予算案件 1 件 条例案件 5 件 単行案件 3 件	報告案件 6 件	承認案件 2 件
-----------	--------	----------------------------------	----------	----------

I 予算案件

- 1 平成 26 年度会津若松市一般会計補正予算（第 1 号）

II 条例案件

- 1 会津若松市税条例等の一部を改正する条例
- 2 会津若松市地域生活支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 4 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 5 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

III 単行案件

- 1 公営住宅建設事業城前団地第 1 棟新築工事請負契約の締結について
- 2 城北小学校屋内運動場耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結について
- 3 会津若松市下水浄化工場改築工事委託協定の締結について

IV 報告案件

- 1 平成 25 年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 2 平成 25 年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 3 平成 25 年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について
- 4 平成 25 年度会津若松市観光施設事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 5 平成 25 年度会津若松市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 平成 25 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

V 承認案件

- 1 平成 25 年度会津若松市一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分について
- 2 平成 25 年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について

II 条例案件

1 会津若松市税条例等の一部を改正する条例

この案件は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 個人市民税関係

① 改正内容

ア 公益法人等に寄附した土地、建物等の資産がその公益目的事業の用に直接供しなくなり、非課税の承認が取り消された場合における寄附を受けた法人への課税について、その対象法人に公益法人等とみなされる特定一般法人を加えることとした。

イ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとした。

ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとした。

エ 非課税口座内上場株式等の贈与等を市民税の所得割の課税対象とすることとした。

② 施行期日

イ及びウは公布の日から、ア及びエは平成27年1月1日から施行することとした。

(2) 法人市民税関係

① 改正内容

ア 法人市民税の法人税割の税率を2.6%引き下げ、10.1%とすることとした。

イ 外国法人等に対する国際課税原則の見直しに伴い、納税義務者等の対象や外国税額控除の規定の整備、納期限の延長の場合の延滞金に関する改正を行うこととした。

② 施行期日

アは平成26年10月1日から、イは平成28年4月1日から施行することとした。

(3) 固定資産税関係

① 改正内容

ア 固定資産税の課税標準に係る特例割合を次のとおり定めることとした。

(ア) 公共の危害防止のために設置された資産（平成26年4月1日から平成28年3月31日までに取得したものに限る。）のうち、汚水又は廃液処理施設については1/3、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設及び土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設については1/2

(イ) 自然冷媒を利用した業務用冷凍・冷蔵機器（平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得したものに限る。）のうち、ノンフロン製品については3/4

イ 小規模保育事業又は認定こども園の用に供する固定資産に係る規定を整備することとした。

ウ 耐震改修促進法に基づき耐震改修した既存建築物に係る固定資産税の減額措置の申告手続に関する規定を整備することとした。

エ 固定資産の非課税の適用を受ける場合の手続について、条文を整備することとした。

② 施行期日

ア、ウ及びエは公布の日から、イは子ども・子育て支援法の施行日から施行することとした。

(4) 軽自動車税関係

① 改正内容

ア 軽自動車税の税率を引き上げることとした。

イ 初めて車両番号の指定を受けてから 13 年を経過した三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の税率の特例（重課）を定めることとした。

② 施行期日

アは平成 27 年 4 月 1 日から、イは平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

2 会津若松市地域生活支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、児童福祉法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

地域生活支援事業を利用する児童の保護者のうち、小学校就学前児童又は当該事業を利用する小学校就学の始期に達するまでの者が 2 人以上いる者について、当該事業の利用料に係る負担上限月額を軽減する措置を講じることとした。

(2) 施行期日等

① 公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとした。

② 必要な経過措置を定めることとした。

3 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

この案件は、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

家庭的保育事業等を実施する施設・事業者を市が認可するための基準を定めることとした。

基準の項目

- ・ 職員数、資格要件
- ・ 設備、面積基準
- ・ 給食に関する事項
- ・ 耐火基準等
- ・ 連携施設等

(2) 施行期日等

- ① 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

4 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

この案件は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の施設・事業者が子ども・子育て支援法に規定する子どものための教育・保育給付の対象となることを確認するための基準を定めることとした。

基準の項目

- ・ 利用開始に伴う基準
- ・ 教育・保育の提供に伴う基準
- ・ 管理、運営等に関する基準等

(2) 施行期日等

- ① 子ども・子育て支援法の施行日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

5 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 国民健康保険税の課税限度額のうち、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金分に係る課税限度額を12万円から14万円にそれぞれ引き上げることとした。
- ② 国民健康保険税の応益割の軽減に係る所得判定基準について、5割軽減の対象となる所得の算定における被保険者数に世帯主を含めることとし、また、2割軽減の対象となる所得の算定における被保険者数に乗ずる金額を35万円から45万円に引き上げることとした。

(2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

Ⅲ 単行案件

1 公営住宅建設事業城前団地第1棟新築工事請負契約の締結について

この案件は、市営住宅城前団地第1棟を新築するため、この工事に係る工事請負契約を締結しようとするものです。

- (1) 工事名
公営住宅建設事業城前団地第1棟新築工事
- (2) 工事場所
会津若松市城前地内
- (3) 契約金額
351,972,000円
- (4) 工事の概要
構造 壁式鉄筋コンクリート造2階建1棟28戸
延べ面積 1,872.31平方メートル
- (5) 契約の方法
制限付一般競争入札
- (6) 契約の相手方
会津若松市徒之町4番12号
木村建設株式会社

2 城北小学校屋内運動場耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結について

この案件は、城北小学校屋内運動場を改修するため、この工事に係る工事請負契約を締結しようとするものです。

- (1) 工事名
城北小学校屋内運動場耐震補強・大規模改修工事
- (2) 工事場所
会津若松市城北町地内
- (3) 契約金額
157,831,200 円
- (4) 工事の概要
耐震補強工事 一式
大規模改修工事 一式
- (5) 契約の方法
制限付一般競争入札
- (6) 契約の相手方
会津若松市南町3番9号
田中建設工業株式会社

3 会津若松市下水浄化工場改築工事委託協定の締結について

この案件は、会津若松市下水浄化工場の改築を行うため、この工事に係る工事委託協定を締結しようとするものです。

- (1) 契約の目的
会津若松市下水浄化工場の改築
- (2) 契約金額
265,000,000 円
- (3) 契約の概要
位置 会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂地内
内容 汚泥脱水施設電気設備工事 一式
汚泥脱水施設機械設備工事 一式
- (4) 契約の方法
随意契約
- (5) 契約の相手方
東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
日本下水道事業団

IV 報告案件

1 平成 25 年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た学校施設耐震化事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

2 平成 25 年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について

この案件は、舗装及び改良事業等について、事故繰越しの措置を講じたことに伴い、事故繰越し繰越計算書を調製したので報告するものです。

3 平成 25 年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、平成 25 年度会津若松市水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

4 平成 25 年度会津若松市観光施設事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た若松城整備総務費について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

5 平成 25 年度会津若松市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た建設改良事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

6 平成 25 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

この案件は、扇町土地区画整理事業について、事故繰越しの措置を講じたことに伴い、事故繰越し繰越計算書を調製したので報告するものです。

V 承認案件

1 平成 25 年度会津若松市一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分について

この案件は、平成 25 年度会津若松市国民健康保険特別会計に対する繰出金の補正措置を講じたことについて、その承認を求めようとするものです。

2 平成 25 年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について

この案件は、共同事業交付金等の確定に伴い、補正措置を講じたことについて、その承認を求めようとするものです。